

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.168

【共通】問1 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、消防職員又は消防団員に対して関係のある場所へ立入検査を行わせることができるとされているが、このことに関する次の記述について、正誤の組み合わせとして消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、関係のある場所が所在する市町村には消防本部が置かれているものとする。

- ア 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときであっても、個人の住居には関係者の承諾を得た場合を除き、当該消防職員を立ち入らせることはできない。
- イ 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定することにより、当該管轄区域内の消防団員にも立入及び検査をさせることができる。
- ウ 消防職員は、関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者に対してこれを示した上で立ち入り、検査をしなければならない。

- | | | | |
|-----|---|---|---|
| | ア | イ | ウ |
| (1) | 正 | 正 | 正 |
| (2) | 正 | 誤 | 誤 |
| (3) | 誤 | 正 | 誤 |
| (4) | 誤 | 誤 | 誤 |

【消防設備】問1 検定対象機械器具等の型式承認の効力及び型式適合検定の合格の効力を失わせる処分等に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。ここで、日本消防検定協会等とは、日本消防検定協会又は第21条の3第1項の規定による登録を受けた法人を、販売事業者等とは、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者をいう。

- (1) 総務大臣は、型式承認を受けた者が不正の手段により型式承認を受けたときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。
- (2) 日本消防検定協会等は、不正の手段によって型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。
- (3) 総務大臣が、総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の規格に適合しないと認めて、当該型式承認の効力を失わせる処分が行われることにより、型式承認の効力が失われたときであっても、当該

型式承認に係る検定対象機械器具等に対して日本消防検定協会等が既に行った型式適合検定の合格の効力は、失われない。

- (4) 総務大臣は、販売業者等が販売した検定対象機械器具等について、型式適合検定の合格の決定が取り消されたことにより火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該検定対象機械器具等の回収を図ることその他火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【消防設備】問2 パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の設置及び維持に関する技術上の基準として、消防法令上誤っているものを次のうちから1つ選べ。

- (1) パッケージ型自動消火設備Ⅱ型は、消防法施行令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のものであっても、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものには設置することができない。
- (2) パッケージ型自動消火設備Ⅱ型は、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等について、隣接する同時放射区域間の設備を共用しない場合は、2以上の同時放射区域において共用することができる。
- (3) パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置する必要はなく、点検に便利な箇所に設置することで足りる。
- (4) パッケージ型自動消火設備Ⅱ型は、当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合で、電池交換が容易であり、当該設備を有効に作動できる電圧の下限値になったことを一定時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を音等により伝達することができるときは、主電源として電池を用いることができる。

【防火査察】問1 消防法(以下「法」という。)に基づく命令等是不利益処分に該当し、原則として、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会を付与した後に命令等を発動する必要があるが、命令等の発動に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 炎天下の屋外の駐車場において、廃車のオートバイのタンクからガソリンが漏れペーパーが発生しており、法第3条第

問3 答 (2)、(4)、(5)

解説 (1)は、誤り。対前年比で増加、(3)は、誤り。年々減少傾向(報道資料:「令和3年中の救急出動件数等(速報値)」の公表を参照)。

【石油コンビナート】

問1 答 (4)

解説 石油コンビナート等災害防止法第20条の2参照。

【国民保護】

問1 答 (4)

解説 武力攻撃災害は複数の都道府県に及ぶ場合があり、関係都道府県間の被災状況を踏まえる必要があること、また都道府県においては武力攻撃災害に関する正確な状況の把握が困難となる可能性があること等から、消防庁長官が都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示できることが規定されている。

【無線法規】

問1 答 (3)

【警防】

問1 答 (5)

解説 非常用エレベーターを使用する時は、火点直下階までを原則とし、絶対に火点階には直行させないこと。

消防司令問題

【消防法規】

問1 答 (4)

解説 (1) 具体的危険を必要としないため、誤り。
 (2) 消防同意等と同様でないため、誤り。
 (3) 消防職員のため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 強行できないため、誤り。

【地方自治制度】

問1 答 (4)

解説 (1) 議決権のみであるため、誤り。
 (2) 取得や処分も要するため、誤り。
 (3) 長の補助職員等には委任できるため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 含まれるため、誤り。

【人事管理】

問1 答 (5)

解説 (1) 休業給付のため、誤り。
 (2) 災害給付のため、誤り。

(3) 保健給付のため、誤り。
 (4) 福祉事業の、誤り。
 (5) 正しい。

【救急】

問1 答 (2)

解説 (2) 自動体外式除細動器の安全管理責任者は、救急救命士であることが望ましい(自動体外式除細動器の保守管理に関する留意点について、平成19年8月3日付け消防庁救急企画室事務連絡参照)。

問2 答 (5)

解説 (5) 心拍数が150/分以上または40/分以下では、意識と血圧が保たれていても迅速に搬送する(改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻685ページ以下に記載参照)。

問3 答 (1)、(3)、(5)

解説 (1)は、正しい(第16条)、(2)は、誤り「必要に応じて」→「常に」(第8条)、(3)は、正しい(第32条)、(4)は、誤り「応じなければならない。」→「応ずよう努めるものとする。」(第20条)、(5)は、正しい(第7条)(救急業務実施基準について(昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号参照)。

【警防】

問1 答 (3)

解説 冷却注水を行うときは、スロップオーバー現象(燃烧している石油等の危険物の温度が高い場合、注入すると水が急激に沸騰しタンクから水蒸気とともに燃烧している危険物が急激に噴き出す現象)が生じるおそれがあるので、タンク内部に放水しないようにする。

予防技術検定模擬テスト

【共通】

問1 答 (3)

解説 消防法第4条及び第4条の2に規定されている消防職員及び消防団員の立入検査権に関する設問である。

ア 立入検査の対象は、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所とされており、個人の住居も対象に含まれるが、消防法第4条第1項ただし書きにおいて、個人の住居は、「関係者の承諾を得た場合」又は「火災の発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合」でなければ立ち入らせてはならないとされている。そのため、関係者の承諾を得た場合を除き、消防職員を立ち入らせてはならないとしている本記述は誤り。

イ 消防法第4条の2第1項の規定のとおり、正しい。
なお、当該管轄内の消防団員に立入検査を行わせる場合の要件は、「火災予防のため特に必要があるとき」であり、「火災予防のために必要があるとき」ではない。この点、厳格な規定となっているが、これをもって直ちに、具体的火災危険性の存在が必要であると考えすることは適当でなく、「特に」という用語は、消防団による立入検査は消防職員による立入検査との関係において補完的なものであることを意味するものと考えられている（逐条解説消防法第三版P54参照）。

ウ 消防法第4条第2項の規定のとおり、関係のある者の請求があるときは、証票を示さなければならないとされているため、誤り。なお、平成14年4月の消防法改正前は、立入検査を行う場合には消防職員が関係者に対して証票を示すことが一律に義務付けられていたが、消防対象物の用途、利用形態等の多様化により関係者が立入検査の場実際にいるとは限らなくなっていることもあることから、平成14年の消防法改正により現実に即した改正が行われ、現在の規定となっている。また、従前は、原則として日出から日没まで又は営業時間内に立入検査を行うことや営業時間内等以外の日出から日没までの時間帯に行う場合には相手方に対して事前通告を行うことが規定されていたが、消防対象物の用途、利用形態等の多様化により、必ずしも日出から日没までに立入検査を実施することが他の時間帯と比較して個人の生活、経済活動等に対する関与という観点から望ましいという状況にはなくなっていることから、平成14年の消防法改正によりこれらの規定は撤廃された（逐条解説消防法第三版P46、P47参照）。

〔消防設備〕

問1 答 (3)

解説 検定対象機械器具等の型式承認（消防法第21条の2第2項において、検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認をいうものとされている。）については、消防法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく処分が行われた場合にその効力が失われる。また、型式適合検定（消防法第21条の2第3項において、検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により行う検定をいうものとされている。）については、消防法第21条の8第2項の規定に基づく取り消しが行われた場合や前述の型式承認の効力が失われた場合にその効力が失われる。本設問は、これらの規定と消防法第21条の10に基づき型式適合検定の取消し等が行われた場合における当該検定対象機械器具等の回収命令等について問うものである。

(1) 消防法第21条の6第1項の規定のとおり、正しい。

(2) 消防法第21条の8第2項の規定のとおり、正しい。

(3) 型式適合検定は、検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかについて検定するものであることから、その根本をなす型式承認の効力が失われれば、型式適合検定の合格の効力も失われることが消防法第21条の10に規定されているため、誤り。

(4) 消防法第21条の13の規定のとおり、正しい。総務大臣が、販売業者等に対して既に販売した検定対象機械器具等について回収等の命令を行うには、合格の決定が取り消されるだけではなく、これにより火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあり、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認められることも必要である。なお、本条及び消防法第21条の8第2項は、平成24年6月の消防法改正により、消防用機械器具等の違法な流通を防止するための措置を拡充するため、新たに設けられた（「消防法の一部を改正する法律の公布について」（平成24年6月27日付け消防予第253号）参照）。

問2 答 (2)

解説 平成25年2月に発生した認知症高齢者グループホーム火災や平成25年10月に発生した有床診療所火災など比較的小規模な施設において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、平成25年12月27日と平成26年10月16日にそれぞれ消防法施行令の一部が改正され、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。これを踏まえて、スプリンクラー設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として、設置工事がしやすく小規模な施設の建物特性に対応したパッケージ型自動消火設備Ⅱを施設の実態に応じて設置することができるよう、平成28年1月29日に「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。）が改正され、当該設備に関する設置及び維持に関する技術上の基準等について所要の整備が行われた。

13号告示第3第2号の規定のとおり、正しい。なお、易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものとは、特に燃焼速度が速いソファ（座面（正面幅が概ね800mm以上あるもの）及び背面からなるソファであり、かつ、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているものをいう。）が設置されている防火対象物又はその部分が該当し、布団又はベッドが設置されているだけの防火対象物又はその部分は、該当しないとことが示されている（「必要とさ

れる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について（通知）」（平成28年2月23日付け消防予第48号参照）。

- (2) 13号告示第4第6号の規定のとおり、一定要件の下、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができることとされているのはI型であり、II型はこれらを2以上の同時放射区域において共用することは認められていないため、誤り。
- (3) 13号告示第5第8号の規定のとおり、正しい。
- (4) 13号告示第6第6号の規定のとおり、正しい。なお、II型で主電源に電池を用いる場合にあっては非常電源を要しないこととされている（13号告示第13参照）。

【防火査察】

問1 答 (3)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより、弁明の機会を付与せずに命令を発動することは可能なので適当。

- (2) 違反処理マニュアルにより適当。なお、行政手続法第13条第2項第1号に該当すると判断した場合は、弁明の機会を付与せずに命令を発動することも可能である。
- (3) 法第8条の2の3第6項に基づき特例の認定を取消す場合の事前手続きは、行政手続法及び違反処理マニュアルにより聴聞の実施であるので不適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより、行政手続法第13条第2

項第1号に該当すると判断した場合は、弁明の機会を付与せずに命令を発動することは可能であるので適当。

問2 答 (1)

- 解説** (1) 法により公示が義務付けられていない。
 (2) 法第5条第3項により義務付けられている。
 (3) 法第8条第5項により義務付けられている。
 (4) 法第17条の4第3項により義務付けられている。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 定期点検の規定違反に対しては直罰規定として罰則（30万円以下の罰金又は拘留）の適用があるほか、許可の取消し又は使用の停止を命ずることができる（法第44条第1項第五号、第12条の2第1項第五号参照）。また、点検記録の提出義務は課せられていないが、必要に応じ所有者等に対し点検記録の資料提出を命ずることができる（法第16条の5参照）。

問2 答 (3)

解説 エタノール（アルコール類）は第1石油類とともに危険等級Ⅱとされており、外装容器のみの単独容器で運搬する場合には、金属製容器（最大容積60L）、プラスチック容器（同10L）及び金属製ドラム（同250L）が適用できるが、プラスチックドラムについては適用できない（規則別表第3の2参照）。

新訂第3版 火災予防
違反処理の基礎

改定危険物施設違反処理基準対応・違反是正に関する事例等裁判

■ 関 東 一 著

A 5判 / 468頁 定価 2,750円

- ◆違反処理の基本的事項である調査と、その主要な処置である、警告、命令、許可の取消し、告発及び代執行について、わかりやすく解説。
- ◆新たに改正された危険物施設違反処理基準及び違反是正に関する事例を加えるとともに、防火対象物違反処理基準・違反処理関係裁判例を登載した違反処理の基本的な実務書！



主な目次

第1章 違反処理に関する基本的事項	査報告書の作成要領 ほか
第1 総説 ・違反処理の意義／違反処理のあり方（行政姿勢）／違反処理と行政訴訟 ほか	第4 違反処理の要否の決定 ・違反処理基準
第2 違反処理の種別（態様） ・警告／命令／許可の取消し／告発 ほか	(1)防火対象物違反処理基準（平成26年3月4日改正） (2)危険物施設違反処理基準（令和3年3月26日改定）
第2章 違反処理の調査	第3章 違反処理の要領（方法）
第1 総説 ・違反調査の意義／違反調査の目的／違反調査の権限／調査事項 ほか	第1 警告書の作成要領等
第2 違反調査の方法（手段） ・立入検査／実況見分／質問権／危険物の取去権／資料提出命令 ほか	第2 命令書の作成要領等 ほか
第3 調査結果の報告 ・調査結果の報告手段／違反調	第4章 違反処理に係る裁判例
	第1 総説
	第2 告発により略式起訴された事案 ほか